

南インドとマレー半島における 土地所有について

水島 司

はじめに

インド文明が東南アジアの古代国家の形成に多かれ少なかれ影響を与えたことについては、東南アジア各地に分布する遺跡の例を引くまでもなく、既に明らかである¹。しかし、現代に視点を移して東南アジア社会と南アジア社会を比較するとき、一部の宮廷儀礼に残されているヒンドゥー的要素を別とすれば、両者の間にはほとんど類似点を見出すことが出来ない。例えば、インド社会の特質として挙げられるヴァルナ制あるいはカースト制をとってみても、東南アジアの極く一部の限られた地域でその痕跡らしきものがかすかに見えるだけである。このインド化の問題について、近年は、東南アジア側がインド文明を主体的に部分的・地方的に選択しており、その際に社会構造とは距離のある部分が選択されたという議論が行われているようである²。このような議論がなされなければならない一つの理由は、現時点で両地域の間にあまりに類似性が欠如しているからであろう。両地域間の交流が、それぞれの社会にどのような蓄積を重ねて現在に至っているかという問題を解明し、そしてそこにどのような地域発展の固有性が見られるのかという問題を議論するには、古代から現在に至るまでの空白の部分を経史的に解明するとともに、現在の両地域に関する実証的な比較作業の積み重ねが必要である。

本稿は、インドと東南アジアの地域特性の比較という問題を、南インドとマレー半島における土地所有という側面から探ろうという試みである。ここで南インドとマレー半島を対象としてとりあげるのは、イギリス植民地統治の下で両地域で形態的に極めて酷似した土地制度が実施されたからである。即ち、いずれの地域においても国家的土地所有がはじめに創設され、この国家的土地所有の下で土地が網目状に区画され、個々の地片に対して税額等が設

¹ 東南アジアの古代におけるインド化をめぐる諸問題については、池端 1994 第 1 章所収の各論文参照。なお、本稿の作成にあたっては、平成 5-6 年度の 2 ヶ年にわたり、東南アジア研究センター主宰の重点領域研究「地域発展の固有性」の公募研究「複合社会の形成原理に関する基礎研究」（課題番号 06206103）として研究費の補助を受けた。同研究においては、地域比較に関する多くの学問的示唆を受けることが出来た。ここに記して謝意を表したい。

² 深見純生 1994: 54-56.

定され、その地片に対する地代（実質的には地税）の納入者が土地保有者（実質上の土地所有者）とされたのである³。

少なくとも形態面では、このように、両地域で酷似した政策がとられた。しかし、その実施時点の実態とその後の展開を以下に検討するように個々の村落レベルで見してみた場合に、様相が全く異なることが明らかになってくる。おそらく、共通の政策の下での差異の諸側面を探る作業の中で、両地域の特徴を明らかにしようという本稿の意図も実現されるのではなかろうか。

本稿では、この問題を、南インドについては1970年代末から80年代初頭にかけて実施したタミルナード州ティルチラパッリ県のネイクラム村およびマングディ村の調査結果とその報告書[Mizushima 1981; Mizushima 1983]を、マレー半島については1990年代初頭に実施したペラ州クアラ・カンサル地域のジャムアン村についての調査結果とその報告書[Mizushima 1995]を利用して検討してみたい。

マレー半島ジャムアン村における土地保有構造の特徴

ジャムアン村は、マレー半島西海岸のペラ州に位置する集落である。ペラは、海峡植民地を除けばマレー半島で最も早い時期にイギリス植民地統治下に入った地域であり、グラント、つまり土地を地片に区画してそれを個々の農民に割り当てて土地保有権を設定するという作業が1890年代半ばから進んだ。

ジャムアン村でのグラントには幾つかの特徴がある。まず、グラントの進展状況から検討してみたい。今日、家屋は河川に平行してかなり間隔をとって並んでいるが、おそらく100年前には現在よりもいっそう疎な形で同様に分布していたものと思われる。これらの居住区域および家屋の周辺は、通常ドゥスンまたはクブンと呼ばれる果樹地となっている。この部分と、小さな川が流れる低地の水田部分とが、早い時点つまり19世紀末頃までにグラントされている。他方、今世紀に入ってゴムが急激に面積を増やすのであるが、それらは、河川と居住地域を挟んで反対側の内陸側の地域に分布している。これらのゴムの土地のグラントが進むのは、今世紀に入ってからである。こうしたグラントの過程を経て、1910年代中頃には村の未保有地は、ほぼ消滅する。マレーシア全体で見れば、現在においてさえ広大な未耕地が残されているのであるが、ジャムアン村のようにイギリスの支配が比較的早い時期に開始された地域のお膝元とも言える村とその近辺では、既に今世紀始めには未所有地は消えていたことになる。なお、この1910年代中頃という時期は、後に検討する南インドの村で

³ マレー半島の土地制度については、Buang 1989; Das 1963; Cowgill 1928; Kratoska 1985; Noor 1922; Senftleben 1976; Wilson 1975; Wong 1975; 水島 1994b等を参照。

の未所有地消滅の時期と重なる。

次に、グラント時点での土地保有に関する幾つかの特徴について見ておこう。第1は、グラントを受けた人数の全人口に占める比率が極めて大きいことである。グラントを受けた総数は321人である。グラント当時のジャムアン村の人数がどの程度かについての資料がないため、321という数値の意味を正確に知ることは出来ない。ただし、1992年の調査時点では、子供も含めた総人口は482人であった。この数値から類推する限り、この間に相当な人口増加があったであろうことを考慮に入れなくとも、先の数値は全人口のかなりの割合を占めていたことを示唆している。おそらく、どの世帯も例外なく土地を保有していたのではなかろうか。このことと関連するのが、第2の特徴、即ち女性土地保有者の比率の高さである。全483エーカーのグラント地面積の内、ほぼ半分の236エーカーが女性にグラントされている⁴。この女性土地保有者の割合の高さは、世帯主以外の土地保有者が例外的ではなかったことも示唆していよう⁵。このような特徴は、後に紹介する南インドの村とは極めて対照的である。

第3の特徴は、一人当たりグラント地片数が少なく、しかも保有規模が小さいことである。全321人の内、257人（8割）が一つの地片のみ、53人が2地片のみをグラントされている（表1参照）。つまり、保有地の多くが分散することなく保有されていたということになる。面積で見ると、一人当たりのグラント面積は、最大でも9エーカーに満たない（表2参照）。大半（307人）が4エーカー以下のグラント（その内、1エーカー以下が154人）である⁶。この保有規模の小ささと格差の小ささは、やはり南インドの村と対照的である。

以上の幾つかの点から、ジャムアン村に導入された土地制度が生み出したのは、おそらく全ての世帯が小さなひとまとまりの土地をそれぞれ保有するという構造、つまり、極めて人

⁴ 後に論ずるように、その後の土地取引においても、女性の比率は一貫して5割前後を占めている。

⁵ この数値は住居地も含んだ数値であるので、農地部分だけを考慮している南インドのネイクラム村やマングディ村の場合とは幾分条件が異なることに注意しなければならない。ただし、ネイクラム村やマングディ村の場合は、他の大半の南インド農村の場合と同じ様に居住区が1ヶ所に小さくまとまった塊村形態であり、個々の家屋地の面積も極めて小さく、屋敷地の中で農業が行われたり果樹が育てられるというようなことはない。それに対して、ジャムアン村の場合には散村形態であり、個々の家屋は南インド農村の家屋とは比較にならないほど広い果樹地に囲まれている。そして、その果樹地から、バナナやドゥリアン、マンゴスティンなどの果物を得ており、したがって、居住地（とその周縁の果樹地）も生産農地と考えることが出来る。

⁶ この状況は、ジャムアン村だけではなく、クアラ・カンサルの一般的状況であったようである。スウェットナムによれば、1エーカーの良い米作地があれば、マレー人1家族4人の1年分の主食に充分である。また、4エーカーの土地であれば、雇用労働力無しで1家族が耕作可能である。そして、クアラ・カンサル県の圧倒的多数の保有が、1エーカー以下であったという [Swettenham 1894: 8 para. 17]。

表1 ジャムアン村でのグラント地片数

地片数	土地保有数
1	257
2	53
3	9
4	1
5	1
6-	nil
Total	321

出典 Mizushima 1995: Table III-3.

表2 ジャムアン村でのグラント面積

面積 (エーカー)	土地保有数
0-1	154
1-2	82
2-3	48
3-4	23
4-5	7
5-6	1
6-7	3
7-8	1
8-9	2
9-	nil
Total	321

出典 Mizushima 1995: Table III-3.

工的に生み出された小農的土地保有であったということがわかる。重要なのは、この小農的土地保有という構造が、その後 100 年前後を経た現在まで続いてきたという事実である。このことを証明する資料となるのが、土地取引の記録、つまり登記簿である。分析に用いた登記簿には、1907 年から 1992 年の時点までの土地取引が継続的に記録されている。そこに記されているジャムアン村関係の計 3,106 件の土地移動を集計分析し、1992 年の時点でどのような土地保有規模分布を産み出したかを見てみると、表 3 のようになる。この表は、個々の土地保有者について、グラントや相続、売買によってこの間に何エーカーの土地を入手し、あるいは何エーカーの土地を手放したかを示したものである。表から明らかなように、極くわずかな例外を除いてほとんどが 10 エーカー以下の取引であり⁷、大半が 1-2 エーカー以下となっている。つまり、とりわけ土地を集積したものもおらず、とりわけ土地を喪失したのものもいなかったわけである。その結果、現在では最大でも 5 エーカーの土地保有者が数人

⁷ 比較的に規模の大きな取引をおこなったのは、クアラ・カンサルの方に店を構えていた南インド出身の著名な金融業コミュニティであるナトゥコッタイ・チェッティヤール達である。

いるだけであり、大半が2エーカー以下の保有規模となっているに過ぎない⁸。つまり、100年前も現在も、土地保有規模構成はあまり変わっていないのである。この変化の無さこそが、

表3 ジャムアン村での土地移動

面積規模(エーカー)	総喪失者数	総取得者数	最終的人数
19~20			
18~19			
17~18			
16~17	1	1	
15~16			
14~15			
13~14			
12~13	3	2	
11~12	2	2	
10~11			
9~10	7	7	
8~9	12	13	
7~8	9	11	
6~7	3	4	1**
5~6	13	14	
4~5	32	42	7
3~4	64	84	15
2~3	141	176	34
1~2	240	336	125
0~1	623	1001	672
-1~0	62*	131*	1011*
-2~-1			18*
-3~-2			4*
~-3			1*
総計(人数)	1212	1824	853
最大面積(エーカー)	16.93	16.93	6.53

出典：Mizushima 1995b: Table IV-1.

注：表は、1907年から1992年の間に、各面積規模毎に、土地を取得した者が何人いたか、土地を喪失した者が何人いたか、最終的に1992年時点で何人の保有者がいたかを、取引に登録する全人名を名寄せすることによって計算したものである。

*：総取得面積から総喪失面積を差し引いた場合には、本来マイナスの数値にはならないはずであるが、表でマイナスを示す数値があるのは、1.この間に測定のし直しがあり、地片の面積が改訂された場合が多い、2.一つの地片が複数によって保有されている場合があり、それらはこの表で分割して名寄せしていない、3.土地台帳の一部が破損しているために、面積を特定できない場合がある、4.登録時にミスがあるか、水島による名前の同定作業にミスがある可能性がある、等の理由による。名前の同定作業の障害となる点については、Mizushima 1995b: 53 note 42で詳しく記した。

**：墓地であり、墓地としてグラントされて以降は、取引の対象となっていない。

⁸ この数値は、村外に所有している土地を含んでいない。実際には、近年何人かがペラ河上流の新規開発地を入手し、ドリアンの栽培等を行っている。

ジャムアン村の最大の特徴である。

もちろん、この間にジャムアン村の土地保有構造に全く変化がなかったわけではない。既に記したように、1910年代中頃にはグラントによる土地保有面積の拡大の可能性はほとんど消え去っているし、その後の売買・相続等の取引によって土地保有の細分化も進んでいる。そうした変化にもかかわらず、基本的な村の土地保有構造は変化しなかったのである。

この変化の無さは、言うまでもなく、それ自身不自然なものである。なぜなら、ゴムブームによって今世紀初頭から土地投機が発生し、ジャムアン村においても多くの土地が南インド出身の金融業コミュニティであるナトゥコッタイ・チェッティヤールによって抵当化されているからである。これが進めば、インドでも広く見られたような農民債務を媒介にしての土地移動と農民層分解が生じたであろう。この動きは、しかし、1913年にマレー保留地法、つまりマレー人のみが土地保有者となりうる法律が通過することにより消えてしまう。この法律は、単に非マレー人の保留地内での土地保有を禁止しただけではなく、それによって土地の担保価値を奪い、村外からの資金の流入を止めてしまったのである⁹。アジア地域で極めて普遍的に見られる農村金融の流れの停止は、マレー農村と外部世界との関わり度を大きく低下させ、その結果、内部での階層変動が抑止され、小農的土地保有構造が維持されたのである。

南インドネイクラム村・マングディ村の土地保有構造の特徴

それでは、南インドの村では、どのような事態が見られたのだろうか。南インドでイギリスの植民地支配が確立するのは19世紀の初頭であり、初期の様々な政策の試行期を経て、1810年代にはライヤットワリー制と呼ばれる土地制度が実施されることになる。世紀前半にはまだ幾つかの地域で例外的な措置がとられる場合があったが、世紀後半にはこの制度が全域で確立する。この確立されたライヤットワリー制の下では、マレー半島の場合と同じく、土地が無数の地片に区画され、それぞれの税額が設定され、その地片の税額の納税者が土地保有者とされた。しかしながら、そこでの土地保有の実態は、ジャムアン村の場合とは根本的に異なるものであった。以下、順に見ていきたい。

最初に、土地のグラントについて検討する。南インドの場合にも、マレー半島と同じ様に、国家的土地所有制度の下で無所有地（制度的には国家の土地）が農民に割り当てられることになった。村のすべての土地に対する占有地の比率をマングディ村の例で見ると、最初の記録である1864年作成の土地台帳では31%となっている。この数値は、耕作可能な非占有地の割合（47%）よりもはるかに小さい。しかし、この占有地の非占有地に対する比率は

⁹ この問題については、Voon 1976; Voon 1977。

徐々に逆転していき、1898年には46%対34%、1924年には61%対8%となって、耕作可能な非占有地はほとんど消えてしまう。

このグラントの進展状況がどの程度一般的であったかという点について、ネイクラム村やマングディ村の存在するラルグディ郡を乾燥地域、灌漑地域、両者の中間地域に分け、それぞれ5村、14村、7村を選んで土地台帳を集計した柳沢悠氏の研究がある[柳沢 1991]。それによれば、乾燥地域で1860年代に2,290エーカーあった耕作可能な非占有地が、1890年代の309エーカーを経て1920年代には262エーカーに減り、中間地帯では、1860年代の1,346エーカーが、1890年代の116エーカーを経て1920年代の73エーカーに、灌漑地域では、1860年代の287エーカーが、1890年代の21エーカーを経て1920年代の16エーカーへとそれぞれ減少している。つまり、大体において、灌漑地域と中間地域では前世紀末に、乾燥地域では今世紀の始め頃に耕作可能な未耕地が実質的になくなったということである。

以上のように、グラント終了の时期的特徴はジャムアン村とさして変わらない。グラントに関して根本的と言ってよいほど異なるのは、それが排他的に行われたことである。残されている最初の記録は1860年代の土地台帳であるので、19世紀前半のグラントの様子はわからない。しかし、土地台帳の数値を集計すると、ネイクラム村・マングディ村のいずれにおいても、1860年代の時点で占有地の77%-78%をレッドィヤーというカーストが保有している。つまり、特定のカーストに独占的に土地が集中しているのである。19世紀前半には、その比率はさらに高かったであろう。

インドの農村、とりわけ互いに距離をとって分布する乾地農村の場合には、一つの村に20から30のカーストが集まっている。したがって、何らかの規制が働かない限り、このような、一つのカーストが村のほとんどの土地を独占的に保有するという事態は生じないはずである。地片毎に査定された税を負担する者がそのまま土地保有者となるという原則にも関わらず、ネイクラム村やマングディ村に見られるように、特定カーストが土地を排他的に独占し、他のカーストには土地保有を許さないという、個々の地域で歴史的に培われてきた力関係が作用していたのである¹⁰。

重要なのは、こうした特定カーストによる土地の独占が、その後急速に崩れて現在に至っているという点である。簡単に数値だけをあげておくと、レッドィヤーの占有割合は、ネイクラム村の場合、1860年代、1890年代、1920年代、1980年代のそれぞれの時点で、77%→

¹⁰ なぜ規制が必要であったかについては既に別稿で論じているので、ここでは、荒蕪地の保有地への繰り入れによる経営適正規模の維持、他カーストの者を土地保有から排除することによって容易になる労働力の確保、農業と並んで重要な生産活動である家畜の飼料地としての荒蕪地維持の重要性の三点をあげておく。詳しくは、Mizushima 1983: 69-74.

表4 ネイクラム村における1865年時点でのカースト別土地保有面積分布(エーカー)

カースト名	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
レッドイヤール	75	7	5	7	3	4	4	4	5	6	3	3	6	1	3			3	1	3				3	3			1	
ガウンダー	16	4	5	2	5																								
不可触民	16	12	1	3																									
ムッパナール	9	2	6	1																									
ウダイヤール	4		1	2	1																								
その他	nil																												
計(人数)	120	25	18	15	9	4	4	4	5	6	3	3	6	1	3			3	1	3									1

資料: Settlement Register of Neykulam, 1865.

71%→60%→44%へと落ちてきている。マングディ村でも、同様に78%→60%→40%→27%へと落ちてきている。これに対して、ガウンダーと呼ばれる羊飼いかーストは、ネイクラム村で6%→4%→14%→26%へ、不可触民諸カーストは、5%→7%→8%→13%へと増大している。マングディ村でも、ガウンダーが0%→2%→12%→18%へ、不可触民諸カーストは、1%→9%→17%→19%へと増大している。つまり、特定カーストによる土地の独占体制が崩れ、かつてゼロに近い複数のカーストが保有地を増やしている。単一カーストの排他的土地所有が劇的に崩れるという変化が起きているわけである。

この点については、後に今一度論ずることとし、次に、個々の土地保有者がどの程度の土地を保有してきたのかという点について、ネイクラム村の事例で検討してみよう。表4は、1865年の時点で個々の土地保有者が保有している面積をカースト別に集計したものである。この表から、まず圧倒的にレッドイヤールの土地保有者が多いことが見てとれるが、それよりも特徴的なのは、保有面積に大きな格差があるという点である。この村は、乾地農村の多くがそうであるように、生産性の高いわずかな面積の貯水池灌漑地・井戸灌漑地と、生産性が低く不安定なそれ以外の非灌漑地から成っているため、必ずしも保有面積と比例した格差があるわけではない。しかし、そうした要素を加味してもなお、ジャムアン村とは比較にならない格差があることが見てとれよう。しかも、この表には記されていない全く土地保有とは無縁の者が存在していたことにも注意しておかなければいけない¹¹。

¹¹ レッドイヤールの間でさえ存在するこの保有規模格差が何に起因するものであるかについて明確な答えを求めることは出来ないのであるが、一つの要因として、世帯内の男子労働力の多寡をあげることができる。資料を示すことはしないが、レッドイヤールに関する限り、世帯内の男子労働力の数と保有面積には、ある程度の関連が見られる。乾地農村では、作物の種類が灌漑農村と比べて圧倒的に多く、加えて家畜経営も重要であることから、農業経営は極めて手間のかかる内容となっている。働き手の数が少なければ、仮に多くの土地があってもそこでの生産は困難であり、単に地税負担がかかるだけである。逆に働き手が多ければ、より多くの土地の管理が可能である。これは、雇用労働力を想定しても、おそらく該当する事態である。働き手の多寡が保有面積をかなり規定していたものと考えてよいだろう。ただし、このことは、家族労働力の増減と経営面積が対応しながらサイクリカルに増減するというチャヤノフの議論をそのまま肯

このことと関連するのが、個々の土地保有者の土地が分散しているという特徴である。ジャムアン村とは対照的に、ネイクラム村にせよマングディ村にせよ、一人の土地保有者が保有している土地はあちこちに分散しているのが普通である。家系図から分析すると、1865年の時点では一つの世帯に一人の土地保有者しか存在していない状況なのであるが、その保有地はいくつもの地片から構成されていたわけである。この点も、ジャムアン村の場合と大きく異なる特徴である。

ネイクラム村あるいはマングディ村の土地保有には、ジャムアン村には見られないまだ幾つかの特徴がある。女性の土地保有者の少なさがその一つである。例えば、1865年の土地台帳では女性の土地保有者は全く見られない。この傾向は、先に引用した柳沢氏の研究からも明らかである。それによれば、水田地帯の場合、1865年の女性の土地保有面積は計126エーカー（全12,264エーカーの1%）に過ぎない。これは中間地帯でも同じで、全29,819エーカー中の341エーカーを女性土地保有者が占有しているに過ぎない¹²。女性の土地保有は、あくまで例外的なものであったのである。この状況は、先に記したように、女性の土地保有がそもそもの始めから現在まで一貫して5割前後を占めてきたジャムアン村と、極めて対照的である。付言するならば、マレー保留地法に基づくマレー系への排他的独占権の付与だけではなく、立法化されていない部分に関しても、女性の土地保有に対してはもちろん、規制らしきものが全く見られないことがマレー半島の土地保有の特徴なのである。

インドの土地保有の最後の大きな特徴は、イナムと呼ばれる施与地があることである。イナムというのは、寺やバラモン、僧、書記、両替人、警察、床屋、洗濯人等、地域の再生産に必要な職分を果たす者に対して与えられた免税地もしくは特惠的な税率の土地である。後に記すように、植民地支配下でかなり整理統合されたのであるが、それでもネイクラム村の場合には、寺のイナム地が72エーカー余を占めるのに加え、占星術師や見張り人その他にも7エーカーがイナム地とされている。これは、占有地の3%程度の数字である。埋葬地以外にはこうした特別扱いの土地が見られないジャムアン村とは対照的である¹³。

定するものではない。チャヤノフの議論があてはまるのは、望めば誰でも土地を入手できるという条件が存在する地域のみであって、インドの場合にはこうした条件は欠けており、基本的に適用できないと考えるべきである。詳しくは、Mizushima 1983: 74 note 6 参照。

¹² なお、この女性土地保有者の比率は、その後少しずつ増大している。即ち、1895年、1925年の時点で、水田地帯では439エーカーから1,147エーカーに、中間地帯では450エーカーから632エーカーへと増大している。この問題について、柳沢氏は次のように考察している。女性への土地移動は、主として男性の相続者であろうと推定される者への土地移動が無い場合に起こっている。逆にいえば、男性の相続者がいる場合には、女性が土地を相続することはまれであったということである[柳沢 1991: 236-240]。ネイクラム村やマングディ村の位置する乾燥地域の数値があげられていないが、傾向としては同じである。

¹³ いわゆるワクフの問題があるが、これについては筆者はその分布についての資料を持ち合わせていない。

両地域の差異についての考察

これまで二つの地域の土地保有の実態の違いについて見てきたが、それらの差異がどのような要因に基づくものであり、両地域の間にある違いがどのような方向へ向かってきたのかという問題を、以下に検討したい。

まず第一は、両地域での植民地当局の政策目標の違いについてである。マレー半島の場合、基本的には、人口の希薄な未開発地に入植させようという方針の下で、開発・入植促進政策としての土地制度が導入された。マレー半島では、インドよりもはるかに希薄な人口であるにもかかわらず広大な未開の土地があり、社会的規制がないために土地は誰でも入手可能であった。また、当初から入植推進のために地税率も低かった。想定されていたのは、非マレー系移民を労働力として導入するプランターによる大規模入植と、マレー系農民を対象とする小規模入植である¹⁴。植民地当局は、経済面では、錫輸出への関税収入の増加に加えて、ヨーロッパ人のプランターや経営代理会社を軸とした農業発展を狙い、政治面では、小農として安定した経営を営むマレー系農民を植民地支配の基礎に据えようと図ったのである。マレー半島の多くの地域は実質的に白紙の状態であったために、この意図は、ジャムアン村に見られたように、小農を中核とした土地保有構造を実現するという形で達せられたわけである。

以前から人が住んでいた白紙の状態ではない地域においても、この意図の実現はさほど難しいことではなかった。そこではブンフルと呼ばれる有力者がスルタンの下で統治的行為を行っていたが、その支配の基盤も土地の排他的所有にあったわけではない。奴隷制、強制労役など、土地よりも人への直接的支配がその根幹にあった。土地を排他的に独占しようとする発想や、あるいは地代を支配の実質的表現と考える発想がなかったために、土地所有という意味ではほとんど白紙の状態で新たな土地保有権の設定が可能となったのである¹⁵。

推測であるが、ワクフ地は主に都市部に分布するのではないだろうか。

¹⁴ 後者に関しては、例えばインド人を対象としたミッションナリー系の集団入植の試みなど、非マレー系農民の入植もあったが、マレー系農民の小農育成策が基本であり、1913年のマレー保留地法によるマレー人専有地域の設定も、その延長上のものである。

¹⁵ マレー農民の「慣習的土地保有権」の問題について、著名なマクスウェルとスウェッテナムとの論争がある。前者がその存在を主張したのに対して、後者はそうしたものはそもそも存在しなかったと反論した。この論争を紹介して分析しているギーは、マクスウェルに近い立場をとっているが[Ghee 1976]、しかしマクスウェルの論拠は極めて薄弱である。スウェッテナムとの議論では、マクスウェルはマレー半島から論拠となる事実を導き出すことが出来ず、最終的な論拠をインドやトルコでのイスラム的土地保有に関する文献に求めている。論争自体は、どちらの勝利ともならずマクスウェルの転任という形で行政的な決着がつけられたものの、実際にはマクスウェルが主張するような慣習的土地保有権の存在は証明されていないと考えるべきである。詳しくは、Maxwell 1894および水島 1994b。

領域的支配という観念がなかったということは、別の見方をするならば、支配される住民側にも領域観念が薄かったことを意味する。当時の希薄な人口と移動性の高さ、および現在の集落の形態から類推して、そもそもマレー社会に領域を媒介とした共同体意識が存在したかどうか甚だしく疑問である。このことは、しかしマレーの世界観で領域観念が全く無いということの意味しない。筆者は、別の機会に、次のようなマレー在地社会論を提示したことがある。即ち、マレー社会においては、聖界・俗界・霊界それぞれの外部世界の中心にメッカ・スルタンの宮廷・宇宙が位置し、この外部世界と自己が生きる内部世界との間に、モスク・バライ（プンフルの合議所）・クラマツト（祠）という緩衝空間がそれぞれ設定されていた。そして、そこにイマーム・プンフル・ボモ（またはパワン）とそれぞれ呼ばれるメディアが配置され、内部領域、つまり個の領域が守られていた。マレー世界における在地社会とは、個が、こうした緩衝空間とメディアによって囲まれ保護されていた空間である、との議論である¹⁶。この議論をインドのそれと比較した場合、そこに見られる重要な違いは、マレー社会においては、在地社会とはあくまで個と外部世界とが1対1で対応している世界観における空間であり、在地社会領域を媒介とした他の個との共同性が存在しなかったという点である。それは、そもそもこの在地社会が具体的な再生産単位の空間として機能するようなものではなく、あくまで世界観の中にもみ存在したからであろう。

このようなマレー在地社会の構造とそこにおける個の存在の在り方を見た場合に、マレー半島での土地制度は、人から土地へ支配の根幹を移し、それによって領域と具体的空間を与えるという意味では異質なものではあった。しかし個別性という点に限っては、後に述べるインドの場合と違ってさほど違和感のあるものではなかったと言えるかもしれない¹⁷。そしてそのことが、他の要因もあるにせよ、土地保有構造を長期にわたって安定させてきた大きな要因となっていると考えられるのである。

マレー半島での植民地支配がこのように農業開発を目指したのに対して、インドの場合には、未開の土地を開発して農民の入植を推進するという発想は強くなかった¹⁸。既にかなり

¹⁶ Mizushima 1992.

¹⁷ これはあくまで理念的な問題を言っているのであって、現実の政策実施に際しては、植民地当局は多くの障害にぶつかっている。クラトスカは、マレー半島に導入された土地制度がいかに現実の土地観念と無縁であったかという問題を議論しているが、そこで彼が指摘している当局にとっての最大の問題は、マレー農民が土地証書に全く関心を示さず、喜んで土地を手放して他へ移動してしまうという事態であった。クラトスカによれば、これには経済的な合理性があったという。土地を抵当に入れて借金し、それを抵当流れにしてしまうことは、借金を返すよりもはるかに有利であった。なぜなら、その借金を資金にして、申請すれば無料で手に入る土地を新規に開墾すれば、借金を返済するよりもはるかに利益が上がったからである[Kratoska 1985]。

¹⁸ もちろん、地稅徴収額の増大は急務の課題であったが、その課題は、新規開発よりはむしろ、村内に残

の人口を抱えていたという事実を前提として、何世紀にもわたって集落が存在してきた既存の地域で、地税という名の収益を最大限に吸い上げるための土地制度を目指したのである。国家と村落との間に存在して支配権を行使する中間階層を排除し、そうして創設された国家的土地所有の下で農民的土地保有を確立することが目指され、既に本稿で論じてきたライヤットワーリー制が導入されたわけである。

問題は、この農民的土地保有の理念と現実との乖離である。主体となるべき「ライヤット」として実際に保有権を賦与されたのは、農業生産を営むために保有権の設定を求める全ての農民ではなく、納税主体となる農民、即ち村落の支配コミュニティ（＝カースト）の成員であった。彼らに排他的に土地保有権が与えられたがゆえに、ネイクラム村やマングディ村で見られたように、出発の時点で高度にいびつな土地保有分布となったのである。

土地制度施行前の生産関係が、植民地支配下の土地制度に生き残るという問題は、免税地の問題とも関連している。別の稿で詳しく論じたように、植民地化以前の南インド社会においては、ミーラース体制と呼ばれる在地社会の再生産体制が、数世紀の年月を経て形成されてきていた¹⁹。そこでは、在地社会の再生産に必要な様々な職分（書記、占星術師、僧、寺、両替人、洗濯人、床屋等）と在地社会で生産される生産物に対する一定割合の取分とが一体化し、ミーラース権と呼ばれる権益と化していた（免税地も、土地から本来国家に納められる生産物相当分を免税地所有者が享受したのであるから、手当の一種と考えてよい）。このミーラース権（職分と手当）は、相続・売買・抵当の対象となるほど確立した権益であった。さらに、このミーラース体制は、宗教規制や婚姻規制、会食規制等々を基礎に持つカースト制とも結び付いていたために、極めて長期にわたって形成され、強固に存続してきたのである。

先に触れた領域意識の問題と関連するが、ミーラース体制は、村落の形態的な特徴とも関連していた。マレー半島の場合には、河沿いに一つの家と家との距離が比較的離れて散村形態で住居が並ぶのが普通であり、家々は河川と並列に配置され、河川への個別のアクセスが確保されていた。村としてのまとまりについても、確かにモスクから祈りの時を告げるビラールの声が届く範囲がムキムと呼ばれる地域単位の枠付けを与えるものであるといわれているが、それは必ずしも村落の境界を明示的に設定する要素とはならず、現在においても村落の境界についての意識は明確ではない。他方、南インドの場合には、シヴァ寺院とヴィシュヌ寺院が居住区域の東西端にそれぞれ配置され、居住区域が空間的にも世界観の上でも明確に設定されている。居住区域は四角いいわゆる塊村形態が一般的で、一方には村の支配力

る非占有地を農民が新たに占有することによって達成されると考えられていた。

¹⁹ 詳しくは、水島 1990 参照。

ースト、他方の極には不可触民カーストがそれぞれ暮し、その間に様々なカーストが軒を並べている。この空間意識は、村落全体の境界についても強く認識され、古くから村落の境界争いがあったことがそれを物語っている²⁰。

そこで問題になるのは、カースト間に大きな違いや差別があるにも関わらず、それぞれのカーストが独自性をもって別個の空間に暮らすのではなく、一応の区画はあるものの、集落全体としては多数が狭い空間に集まって住んでいるのはなぜかという点である。これについては、18世紀までの戦乱の時代における防衛のためとか、水へのアクセスの故という説明がある²¹。それらの説明は確かに有効であるが、もう一つの重要な要因として、在地社会の再生産活動の独自の性格も考慮に入れる必要がある。即ち、再生産活動は個別的に行われるのではなく、互いに排他的な役割の分担があり、分業体制が確立していたという特色である。例えば、農家経営についても、それが独立自営農としては成立しておらず、稲作であれば、耕起、田植え、草取り、揚水、刈取、運搬等、かなりの労働分業体系が成立し、生活全般で言えば、家畜の世話（牛飼い、ヒツジ飼い）、人間の世話（洗濯人、床屋、皮革工）、神々の世話（祭司、ブラーフマン）、道具の世話（大工、鍛冶屋、金銀細工師）、行政の世話（書記、両替人、測量人）など、様々な職分を担う多数のカーストの存在によって再生産が維持されていたのである。四囲のある空間の中で、様々な排他的・独占的なサービスを交換しあう者が固まって生産活動を展開する場所、それがインドの村なのである。

これに対して、マレー半島の場合には、農業生産にせよそれ以外の生産にせよ、性的分業はともかく、インド的な分業労働は発達していない。さらに、インドのような労働への貴賤観念や浄・不浄観念がなく、個人で全ての作業をこなすことに何の問題もなかった。このような生産活動のありかたの違いが、両地域の村落景観の差異をもたらしたと考えられるのである²²。

さて、植民地支配以前の時期に一般的であったミーラース体制と植民地時代に導入されたライヤットワリー制とは、根本的に異なるものであった。一言で言うならば、前者は在地社会で生産される生産物全体への取分が基礎に、即ち在地社会全体の生産関係が表現されたものであったのに対し、後者では地片を単位とした生産関係が基礎となった。そして、ライヤットワリー制の下で、ミーラース体制の手足とも言うべき様々な取分は地税の中に吸収されて廃止され、免税地は整理統合された。職分と本来それに結び付いていたはずの権益は

²⁰ 小谷 汪之 1989: 109-119.

²¹ 確かに、多くの村では、貯水池の水があふれる土地の側の土地に居住区がある。また、古い村の地図を見ると、居住地近辺に井戸がある。

²² 筆者の限られた見聞ではあるが、インドにおいても、近年新たに開発された空間では、住居が互いに遠く離れて散在する散村形態となる傾向が見られる。

個々に分離され、ミーラース体制は解体させられたのである。結局、旧来の在地社会での社会的勢力関係は、特定カーストによる地片の独占という形でライヤットワリー制の中でかろうじて表現されただけであったのである。

この制度的変更は、ライヤットワリー制の下で、その後ネイクラム村やマングディ村で見られた特定カーストの土地独占の急速な崩壊に見られるような急激な変化を生じさせた。重要なのは、このカースト別土地保有割合の激変は、実は村落の解体、カーストの解体、親族・家族の解体、そして個別化へという過程が進行してきたことを象徴しているに過ぎないという点である。確かに、この過程は、いわゆる近代化一般の過程の中で生ずる人の移動や交通・情報の質的变化など、土地制度のみによってもたらされたものであるとすることは出来ないかもしれない。しかし、なおかつ、ライヤットワリー制の持つ人と人との間の関係を地片をめぐる権利関係へと収束するという性格が、こうした過程をもたらす大きな要因となったことは間違いない²³。

まとめ

以上の議論から、次のような結論が導き出される。マレー半島においても南インドにおいても、旧来の土地への観念とは無縁な土地制度が実施された。マレー半島では、まさに絵に書いたような農民的土地保有制度が導入され、マレー保留地法の制定によって階層変動が抑止され、実施当初の構造があまり変化しないまま現在まで維持されてきた。それは、この土地制度が、元々領域を媒介とした共同体意識の希薄で個別的な生産活動を営むマレーの人々の観念と、さほど違和感の無いものであったということによる。他方、南インドでは、形態的にはマレー半島でのそれと酷似した土地制度が導入されたものの、実態面では、旧来の生産関係の一部を反映する形で実施され、その結果、農民的土地保有構造とは言い難い状況が制度化された。旧来の地域社会の再生産体制を基礎とした社会関係の一部がいびつな形で新しい個別的な土地制度の中に組み込まれたことを意味する。しかし、その後現在にいたる過程で、この新制度の中に紛れ込んだ異質な要素は徐々に払拭され、制度そのものもつ個別化原理によって大きな変化が生じた。イギリス植民地支配が同じ様な土地制度を実施したにもかかわらず、両者に大きな違いが生じたのは、このように解釈できると考えられる。

²³この点について、詳しくは水島 1990 を参照

参考文献

- Buang, H. S. H. 1989. *Malaysian Torrens System*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Das, S. K. 1963. *The Torrens System in Malaya*. Singapore: Malayan Law Journal Ltd.
- Cowgill, J. V. 1928. "System of Land Tenure in the Federated Malay States". *The Malayan Agricultural Journal*. XVI(5):181-193.
- 深見純生. 1994. 「シュリーヴィジャヤ帝国」(池端 1994).
- Ghee, L. T. 1976. *Origins of a Colonial Economy*. Penang: Penerbit Universiti Sains Malaysia.
- Hooker, M. B. 1968. "A Note on the Malayan Legal Digests". *The Journal of Malaysian Branch of Royal Asiatic Society*. 41(1):157-170.
- 池端雪浦 編. 1994. 『変わる東南アジア史像』山川出版社.
- 小谷汪之. 1989. 『インドの中世社会』岩波書店.
- Kratoska, P. H. 1984. "Penghulus in Perak and Selangor: Rationalisation and Decline of A Traditional Malay Office". *The Journal of Malaysian Branch of Royal Asiatic Society*. LVII(2):31-59.
- _____. 1985. "The Peripatetic Peasant and Land Tenure in British Malaya". *Journal of Southeast Asian Studies*. XVI(1):16-45.
- Maxwell, W. E. 1883a. *Straits Settlements, Present and Future Land Systems*. Rangoon.
- _____. 1883b. *The Torrens System of Conveyancing by Registration of Title with an Account of the Practice of the Lands Titles Office in Adelaide, South Australia, and Suggestions as to the Introduction of the System in the Straits Settlements*.
- _____. 1894. *Memorandum on the Introduction of a Land Code in the Native States in the Malaya Peninsula*, Singapore.
- 水島 司. 1978. 「南インド農村の類型化の試み - 農民負債と流通形態との関連から -」『史学雑誌』87(7):1-25.
- _____; 柳沢悠. 1988. 『20世紀初め南インドにおけるカーストと土地保有構造の変動 - ティルチラパッリ県 22カ村の村落地税台帳分析 -』アジア・アフリカ言語文化研究所.
- _____. 1990. 「植民地的農業空間の世界」『講座東南アジア学第3巻 東南アジアの社会』, 弘文堂:127-156.
- _____. 1990. 『18-20世紀南インド在地社会の研究』アジア・アフリカ言語文化研究所.
- _____. 1994a. 「地域社会の統合原理 - ミーラース体制」『インド入門 II ドラヴィダの世界』辛島昇 編 東京大学出版会:208-221.
- _____. 1994b. 「マレー半島ペラ地域における土地行政」『東南アジア - 歴史と文化 -』23:22-42.
- _____. 1995a. 「南インド乾地農村の変化と不可触民」『叢書 カースト制度と被差別民』第4巻 明石書店:133-155.
- Mizushima, T. and NARA, T. 1981. "Social Change in a Dry Village in South India - An Interim Report". *Studies in Socio-Cultural Change in Rural Villages in Tiruchirapalli District, Tamil Nadu, India*. No. 4, ILCAA:97-164.
- _____. 1983. "Changes, Chances and Choices - The Perspective of Indian Villagers -". *Socio-Cultural Change in Villages in Tiruchirapalli District, Tamil Nadu, India*. Part 2, Modern Period-1, ILCAA:27-221.
- _____. 1992. "Malay Local Society in the Pre-Colonial Period", *Local Societies in Malaysia*. Vol. 1, ILCAA:1-35.
- _____. 1995b. "A Historical Study on Land Transaction in a Perak Kampong, Malaysia". *Regional Views*, Komazawa University. 8:17-53.
- National Land Code (Act 56 of 1965) with Index & Cases, incorporating all amendments as at 25th November 1991*, compiled by Legal Research Board. Kuala Lumpur. International Law Book Services. 1991.
- Noor, I. M. 1922. "Local Land Tenure". *The Malayan Agricultural Journal*. X(1):13-17.
- Report on Larut for the Year ending 31st December, 1874, from H. B. M. Assistant Resident of*

- Perak, to the Hon'ble Colonial Secretary, Singapore.*
- Senftleben, W. 1976. *Background to Agricultural Land Policy in Malaysia*. Otto Harrassowitz, Wiesbaden.
- Swettenham, F.A. 1894. Minute by the British Resident, Perak, 13th June, 1894.
- Voon, P.K. 1976. "Malay Reservations and Malay Land Ownership in Semenyih and Ulu Semenyih Mukims Selangor". *Modern Asian Studies*. 10(4):509-523.
- _____. 1977. "Rural Land Ownership and Development in the Malay Reservations of Peninsular Malaysia". *South East Asian Studies* 14(4):496-512.
- Wilson, H.E. 1975. "The Evolution of Land Administration in the Malay States: A Survey of British-Inspired Changes". *The Journal of Malaysian Branch of Royal Asiatic Society*. 8(1):120-133.
- Wong, David S.Y. 1975. *Tenure and Land Dealings in the Malay States*. Singapore. Singapore University Press.
- 柳沢 悠. 1991. 『南インド社会経済史研究-下層民の自立化と農村社会の変容-』 東京大学東洋文化研究所.